

通 知 預 金

1. 商 品 名	・通知預金
2. お取扱できるお客様	・個人、法人の別を問いません。
3. 期 間	・定めなし（ただし、7日間の据置期間が必要です）
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。（ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です）
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人…利息に20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）となります。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人…総合課税となります。
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 金利情報の入手方法	・窓口でお問合わせいただくかインターネットのホームページをご覧ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>にお申し出ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置 仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただく</p>

	<p>くことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
12. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

平成29年4月1日現在